



下田地区消防組合条例第1号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年2月17日

下田地区消防組合  
管理者 下田市長

下田市長印

## 下田地区消防組合条例第1号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(下田地区消防組合行政不服審査会条例の一部改正)

第1条 下田地区消防組合行政不服審査会条例（平成28年下田地区消防組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(下田地区消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 下田地区消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年下田地区消防組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(下田地区消防組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 下田地区消防組合職員の給与に関する条例（平成25年下田地区消防組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第24条第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第25条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうちの懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めの例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。